

## (6) 療養介護

療養介護は、医療と常時介護を必要とする人に、医療機関である事業所で、機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。

障害児施設である重症心身障害児施設の事業転換が想定されていますが、現在のところ予定はありません。障害児施設の事業体系の見直しに併せ、療養介護事業への移行を促進します。

## (7) 児童デイサービス

児童デイサービスは、事業所で、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。平成23年度の一月当たりの必要な量は、県全体で7,576人・日（利用者数×利用日数）分を見込みます。

区域	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
和歌山市圏域	1,392	1,392	1,392	426
海草圏域	600	608	616	636
那賀圏域	771	888	996	1,296
伊都圏域	952	1,028	1,109	918
有田圏域	955	1,087	1,234	1,397
日高圏域	957	1,100	1,266	1,300
西牟婁圏域	508	664	826	852
東牟婁圏域	628	666	688	751
合計	6,763	7,433	8,127	7,576

※単位：人・日（一月当たりの利用者数×利用日数）分

※市町村障害福祉計画で定める見込み量の合計数値

#### (8) 短期入所（ショートステイ）

短期入所（ショートステイ）は、自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め事業所で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。平成23年度の一月当たりの必要な量は、県全体で2,071人・日（利用者数×利用日数）分を見込みます。

区域	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
和歌山市圏域	326	304	304	304
海草圏域	58	65	66	68
那賀圏域	84	89	94	104
伊都圏域	185	227	257	321
有田圏域	88	107	125	152
日高圏域	209	258	279	289
西牟婁圏域	431	489	542	584
東牟婁圏域	215	234	233	249
合計	1,596	1,773	1,900	2,071

※単位：人・日（一月当たりの利用者数×利用日数）分

※市町村障害福祉計画で定める見込み量の合計数値

### 第3節 居住系サービス

#### (1) 共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）

グループホームは、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。ケアホームは、夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。平成23年度のそれらの一月当たりの必要な量は、県全体で863人分を見込みます。

区域	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
和歌山市圏域	70	100	168	271
海草圏域	8	22	27	43
那賀圏域	20	28	33	47
伊都圏域	7	23	27	41
有田圏域	24	34	37	60
日高圏域	91	100	110	122
西牟婁圏域	124	130	152	203
東牟婁圏域	37	43	46	75
合計	381	480	600	863

※単位：人（一月当たりの利用者数）分

#### (2) 施設入所支援

施設入所支援は、施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。平成23年度の一月当たりの必要な量は、県全体で1,377人分を見込みます。

区域	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
県全体	0	80	705	1,377

※単位：人（一月当たりの利用者数）分

## 第4節 相談支援

自ら障害福祉サービスの調整が困難な障害者等に対し、サービス利用計画の作成等を支援します。平成23年度の一月当たりの必要な量は、県全体で491人分を見込みます。

区域	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
和歌山市圏域	0	10	30	150
海草圏域	1	6	12	32
那賀圏域	10	18	26	44
伊都圏域	16	21	26	39
有田圏域	27	35	44	67
日高圏域	5	12	14	15
西牟婁圏域	33	52	67	97
東牟婁圏域	30	38	40	47
合計	122	192	259	491

※単位：人（一月当たりの利用者数）分

※市町村障害福祉計画で定める見込み量の合計数値

## 第5節 指定障害福祉サービス等の見込み量確保の方策

### (1) 訪問系サービス

事業所内研修に対する支援や居宅介護従業者等養成研修等の実施を通じ、新しい重度訪問介護や行動援護、重度障害者等包括支援のサービス提供体制の確保を図ります。

### (2) 日中活動系サービス

サービス提供職員等のサービス提供ノウハウの取得や工賃水準向上に向けた取り組み等に対する支援、施設の改修・増築や設備の更新等に対する支援を実施し、既存施設や小規模作業所の新体系サービスへの早期の円滑な移行を促進します。

特に、運営基盤の脆弱な小規模作業所については、市町村と連携し、きめ細かな対応を行い、できるだけ早く新体系サービスへ移行できるよう支援します。

また、事業所設置が社会福祉法人以外の法人にも認められたことから、広く情報提供を行うことにより、多様な事業者の参入を促進します。

### (3) 居住系サービス

空き家情報の提供や空き家の改修支援、地域社会との交流促進や広報活動の強化等を通じ、グループホーム・ケアホームの整備を促進します。

### (4) 相談支援

相談支援従事者研修の実施や事業所の改修支援等を通じ、サービス提供体制の確保を図ります。

## 第4章

### 各年度の必要入所定員総数

現在の福祉施設（指定障害者支援施設）の入所者のうち、地域生活移行者数及び新規利用者数を勘案し、各年度の必要入所定員総数を下記のとおり見込みます。

（県全体の見込み）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
新体系 （障害者支援施設）	0	80	705	1,377
旧体系 （入所施設）	1,480	1,380	755	0
合 計	1,480	1,460	1,460	1,377

※単位：人

## 第5章

# 指定障害福祉サービスに従事する者の確保 又は資質の向上のために講ずる措置

### 1. サービス提供に係る人材の養成・確保

指定障害福祉サービス等に係る、相談支援従事者、サービス管理責任者、居宅介護従業者等の人材の確保及び資質の向上を図るため、初任者研修や上級研修等を計画的に実施します。

また、事業者は、運営規程により職員の資質の向上を図るための研修を実施することが義務づけられていることから、採用時研修、継続研修等について必要な指導助言を実施し、サービス提供職員の資質の向上を図ります。

一方、和歌山県社会福祉協議会にある和歌山県福祉保健研修・人材センターにおいては、優秀な人材を確保するための人材確保相談事業、求職者には福祉職場就職相談会の実施、求人・求職を結びつける無料職業紹介事業、福祉職場の紹介や高校生へのガイダンス等の広報啓発事業、近畿府県の就職ネットワーク等を実施します。

### 2. 指定障害福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価

事業者の求めに応じて適切な第三者評価が実施できるような体制の整備を進め、事業者の自己評価と併せ、提供するサービスの質の確保・改善が図られるよう必要な指導を行います。

### 3. 障害者等に対する虐待の防止

事業者が、運営規程等に照らして事業を適正に運営しているか、必要な調査・指導を実施するとともに、是正・改善すべき事項がある場合には厳正に対処し、虐待の防止に努めます。

## 第6章

# 県が実施する地域生活支援事業

### 第1節 専門性の高い相談支援事業

#### (1) 発達障害者支援センター運営事業

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等の発達障害児・者に対する家庭での支援・療育・就労に関する相談支援、並びに保育・教育・福祉・医療関係機関に対する療育支援等を行う中核機関として、和歌山県発達障害者支援センター運営事業を実施します。

センターは、中核機関として情報提供や専門的な見地からの助言を通じ、市町村が実施する乳幼児健診や相談支援事業及び県が実施する広域的な相談支援事業による各圏域の相談支援体制との連携を図り、発達障害児の早期発見・早期療育及び発達障害者の支援の充実に努めます。

(事業実施区域数・センター設置箇所数)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
事業実施区域数	8区域	8区域	8区域
設置箇所数	1箇所	1箇所	1箇所

#### (2) 障害者就業・生活支援センター運営事業

就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を実施し、障害者の職業生活の自立を促進するため、公共職業安定所（ハローワーク）、障害者職業センター、就労移行支援事業所等と連携した就労支援の中核機関として、国と連携して就業・生活支援センター運営事業を実施します。

(事業実施区域数・センター設置箇所数)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
事業実施区域数	6区域	8区域	8区域
設置箇所数	3箇所	5箇所	5箇所

※県制度の障害者就業・生活サポートセンターを含む



### (3) 高次脳機能障害支援普及事業

医療支援と連携した、地域生活や就労などの専門的な相談支援を実施する中核的な支援拠点について、関係機関との協議を踏まえ、平成20年度を目途として整備し、高次脳機能障害に対する支援の充実を図ります。

(事業実施区域数・支援拠点設置箇所数)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
事業実施区域数	—	—	8区域
設置箇所数	—	—	1箇所

### (4) 障害児等療育支援事業

在宅の障害児・者及びその家庭の地域生活を支援するため、社会資源が充実していない等の地域の特性に応じ、①専門職の支援チームによる巡回相談や訪問健康診査、②専門的な療育相談や療育指導、③施設職員に対する療育技術指導を実施し、身近な地域で療育指導等を受けることができる体制整備に努めます。

(事業実施区域数)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
事業実施区域数	7区域	7区域	7区域

## 第2節 広域的な支援事業

### (1) 相談支援体制整備事業

福祉、雇用、教育等関係機関からなる和歌山県自立支援協議会を設置するとともに、地域のネットワーク構築や困難事例への助言を行う体制を整備し、地域自立支援協議会を中心とする市町村相談支援事業を広域的に支援します。

(事業実施区域数)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
事業実施区域数	8区域	8区域	8区域

### (2) 精神障害者退院促進支援事業

長期入院者等に生活や活動の場を提供するとともに、退院に向けた訓練を行う自立支援員の増員、並びに病院内における説明会の開催等により、退院の促進を図ります。

(事業実施区域数)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
事業実施区域数	4区域	6区域	8区域

### 第3節 サービス提供者等の人材育成事業

#### (1) 障害程度区分認定調査員等研修

全国一律の基準に基づき、客観的かつ公平・公正に障害程度区分の認定その他の事務が行われるよう、以下の研修を実施します。

##### ① 障害程度区分認定調査員研修

認定調査に従事する者が公平・公正かつ適切な認定調査を実施できるよう、必要な知識及び技能の習得、向上を図るための研修を実施します。

(開催回数)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
研修	2回	2回	2回

##### ② 市町村審査会委員研修

市町村審査会委員が、公平・公正かつ適切な審査判定を実施できるよう、必要な知識及び技能の習得、向上を図るための研修を実施します。

(開催回数)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
初任者研修	1回	2回	2回
現任研修	2回	2回	2回

#### (2) 相談支援従事者研修事業

相談支援に従事する者が、障害者等の意向に基づき地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の習得、向上を図るための研修を実施します。

(開催回数)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
初任者研修	2回	2回	2回
現任研修	1回	1回	1回

### (3) サービス管理責任者研修事業

サービス管理責任者としての職務に従事する者が、個々のサービス利用者の障害特性や生活実態に関する専門的な知識や個別支援計画の作成・評価などに関する技術を習得するとともに、他のサービス提供職員に対する指導的役割を果たし、事業所の提供するサービスの質の向上を図ることができるよう、必要な知識及び技能の習得、向上を図るための研修を実施します。

#### (開催回数)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
研修	1回	1回	1回

### (4) 居宅介護従業者（ホームヘルパー）等養成研修事業

行動援護に従事する者が、サービス利用者の意向に応じて安全かつ適切な支援を実施することができるよう、必要な知識及び技能の習得、向上を図るための研修を実施します。

#### (開催回数)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
研修	1回	1回	1回

また、ホームヘルパー養成研修については、事業者の申請に基づき、適切に研修を実施することができる事業者を指定することにより、多様な研修機会の提供を図ります。

#### (5) 手話通訳者養成研修事業

聴覚障害者の社会参加を促進するため、市町村が実施する手話通訳派遣事業の手話通訳者が、利用者のニーズに応じ適切に通訳を実施できるよう、手話通訳者としての必要な知識や技能の習得、向上を図るための研修を実施します。

(開催回数)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
研修	1回	1回	1回

#### (6) 盲ろう者通訳・介助員養成研修事業

視覚と聴覚の両方に障害のある盲ろう者の社会参加を促進するため、コミュニケーション並びに外出の支援を行う通訳・介助員としての必要な知識及び技能の習得、向上を図るための研修を実施します。

(開催回数)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
研修	1回	1回	1回

#### (7) 身体障害者相談員・知的障害者相談員活動強化事業

身体障害者相談員並びに知的障害者相談員としての障害保健福祉情報の習得と相談員間の連携を図るための研修を実施します。

(開催回数)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
研修	1回	1回	1回

## 第4節 その他の事業

### (1) 施設外授産の活用による就職促進事業

障害者が、企業との連携を深めることにより、企業等への就労促進を図ることを目的として、身体障害者授産施設、知的障害者授産施設、精神障害者授産施設又は就労継続支援事業所（以下「授産施設等」という。）が、授産施設等に作業を発注する企業等からの委託を受けて、授産施設等の利用者がその企業の事業所において授産活動を行う「施設外授産の活用による就職促進事業」を実施します。

### (2) 生活訓練事業

障害者等に対し、日常生活上必要な訓練・指導等を行うことにより、生活の質的向上を図ることを目的とし、人工肛門・人口膀胱造設者に対しストマ用装具や社会生活に関することを講習する「オストメイト社会適応訓練事業」、疾病等により咽頭を摘出し音声機能を喪失した者に対し発声訓練を行う「音声機能障害者発声訓練事業」、その他日常生活上必要な訓練を実施します。

### (3) 情報支援等事業

障害のために日常生活上必要な情報の入手等が困難な者に対し、必要な支援を行い、日常生活上の便宜を図ることを目的に、各県立保健所への「手話通訳設置事業」、字幕又は手話を挿入したビデオ等を制作・貸出する「字幕入り映像ライブラリー事業」、盲ろう者のコミュニケーション及び移動等の支援を行う「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」、点訳・音訳等による「点字・声の広報等発行事業」、点字等により情報提供する「点字による即時情報ネットワーク事業」等を実施します。

### (4) 障害者IT総合推進事業

障害者がITを活用して社会参加を一層促進することを目的に、パソコン等の使用に関する支援を行う「パソコンボランティア養成・派遣事業」その他のIT利活用を支援する事業を実施します。

## (5) 社会参加促進事業

障害者の社会参加を促進することを目的として、「社会参加推進センター運営事業」、身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬等）を使用することにより社会参加が見込まれる者に対し、その育成費用を助成する「身体障害者補助犬育成事業」、聴覚障害者等との交流活動の推進、市町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員、朗読奉仕員を養成研修する「奉仕員養成事業」、「スポーツ・レクリエーション教室開催事業」、「芸術・文化講座等開催事業」等を実施します。

## 第5節 地域生活支援のための関係機関の連携

障害保健福祉圏域において市町村が共同で設置する地域自立支援協議会を中心として、市町村が実施する相談支援事業と、県が実施する専門的・広域的な相談支援事業や、和歌山県子ども・障害者相談センター、和歌山県精神保健福祉センター等の専門機関との連携を図り、障害児・者の地域生活支援の充実を図ります。

また、福祉・保健・雇用・教育等の関係機関で構成する和歌山県自立支援協議会において、広域的な見地から各圏域の地域自立支援協議会を支援し、障害児・者の地域生活支援体制の強化を図ります。

## 第6節 市町村地域生活支援事業の適切な実施のための支援

市町村が実施する相談支援事業やコミュニケーション支援事業、日常生活用具給付事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業等について、必要な情報提供や助言、財政支援等を通じ、市町村が、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により、効率的・効果的に事業を実施できるよう支援します。

# 障害者自立支援法

## 障害者が地域で安心して暮らせる 社会の実現をめざします

### はじめに

障害保健福祉施策は、平成15年度からノーマライゼーションの理念に基づいて導入された支援費制度により、飛躍的に充実しました。

しかし、次のような問題点が指摘されていました。

- ①身体障害・知的障害・精神障害といった障害種別ごとに縦割りでサービスが提供されており、施設・事業体系がわかりにくく使いにくいこと
- ②サービスの提供体制が不十分な地方自治体も多く、必要とする人々すべてにサービスが行き届いていない（地方自治体間の格差が大きい）こと
- ③支援費制度における国と地方自治体の費用負担のルールでは、増え続けるサービス利用のための財源を確保することが困難であること

こうした制度上の課題を解決するとともに、障害のある人々が利用できるサービスを充実し、いっそうの推進を図るために、障害者自立支援法が制定されました。

### 障害者 自立支援法の ポイント

- ①障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）にかかわらず、障害のある人々が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みを一元化し、施設・事業を再編
- ②障害のある人々に、身近な市町村が責任をもって一元的にサービスを提供
- ③サービスを利用する人々もサービスの利用量と所得に応じた負担を行うとともに、国と地方自治体が責任をもって費用負担を行うことをルール化して財源を確保し、必要なサービスを計画的に充実
- ④就労支援を抜本的に強化
- ⑤支給決定の仕組みを透明化、明確化

障害のある人々の自立を支えます